

◎佐賀県条例第11号

佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給条例の一部を改正する条例

佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給条例（昭和27年佐賀県条例第39号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(教員特殊業務手当)</p> <p>第8条 教員特殊業務手当は、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は特別支援学校の小学部、中学部若しくは高等部に所属する主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手又は寄宿舎指導員で、職務の級が佐賀県公立学校職員給与条例別表第1 高等学校等教育職給料表又は別表第2 中学校・小学校教育職給料表の特2級、2級又は1級のものが次に掲げる業務に従事した場合において、その業務が心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める程度に及ぶときに支給する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 学校の管理下において行われる部活動（正規の教育課程としてのクラブ活動に準ずる活動をいう。）における児童又は生徒に対する指導業務で週休日等又は正規の勤務時間が<u>4時間</u>である日に2時間以上行うもの</p> <p>(5) 入学試験における受験生の監督、採点又は合否判定の業務で週休日等又は正規の勤務時間が<u>4時間</u>である日に行うもの</p> <p>2 略</p>	<p>(教員特殊業務手当)</p> <p>第8条 教員特殊業務手当は、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は特別支援学校の小学部、中学部若しくは高等部に所属する主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手又は寄宿舎指導員で、職務の級が佐賀県公立学校職員給与条例別表第1 高等学校等教育職給料表又は別表第2 中学校・小学校教育職給料表の特2級、2級又は1級のものが次に掲げる業務に従事した場合において、その業務が心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める程度に及ぶときに支給する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 学校の管理下において行われる部活動（正規の教育課程としてのクラブ活動に準ずる活動をいう。）における児童又は生徒に対する指導業務で週休日等又は正規の勤務時間が<u>4時間以下</u>である日に2時間以上行うもの</p> <p>(5) 入学試験における受験生の監督、採点又は合否判定の業務で週休日等又は正規の勤務時間が<u>4時間以下</u>である日に行うもの</p> <p>2 略</p>

附 則

この条例は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（令和２年佐賀県条例第５号）附則ただし書の規則で定める日から施行する。